

## 第24回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和4年5月26日(木) 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町役場2階大会議室

出席 農業委員 出席 7名 欠席 2名 農地利用最適化推進委員 出席 9名・欠席 4名

○1番 藤原 健祐	○6番 佐藤 良一	×刈谷 哲二	×邑田 昌平	○田村 泰富
○2番 田村 和弘	×7番 横畠 悦子	×田村 克郎	○真辺 忠志	○大谷 恵呉
○3番 森田 有紀	○8番 横畠 増吉	○田村 啓幸	×澤村 重隆	○北添 秀紀
○4番 氏原 延	○9番 北添 正男	○森 正彦	○山口 修二	
×5番 田村 公史		○野村 隆博	○伊藤 洋章	

事務局 事務局長： 吉野 広昭 主任： 前田 紗歩

日程 日程第 1 開 会  
同 第 2 議事録署名委員選任  
同 第 3 報 告  
同 第 4 議 事

第1号議案 農地法第3条に関する件

第2号議案 非農地証明願に関する件

第3号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件

同 第 5 号 の 他

同 第 6 号 閉 会

議長（北添会長）

定刻となりましたので、これより第24回農業委員会定例総会を開会します。

本日は5番 田村 公史 委員と 7番 横畠 悦子 委員、農地利用最適化推進委員の刈谷 哲二 委員、田村 克郎 委員、邑田 昌平 委員、澤村 重隆 委員から欠席の連絡が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、1番 藤原 健祐 委員と2番 田村 和弘 委員を指名します。

日程第3、報告に移ります。事務局より報告を願います。

事務局（吉野事務局長）

それでは、日程第3 報告事項につきまして報告します。

報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、17日には佐川町地域農業再生協議会幹事会が佐川町役場において開催され、事務局より前田が出席しました。

こちらにつきましては、今まで農協が事務局をしていた仁淀川地域農業再生協議会が3月末で解散となり、今年度からは佐川町地域農業再生協議会となりました。このたび、第1回目の総会が開催されることとなり、それに先駆け、幹事会が開催されました。主に、総会の際に話し合われる議案についての確認を行いました。

19日には、第2回佐川町農業関係機関連絡会が高吾農業改良普及所で開催され、事務局より前田が出席しました。関係機関の予定や集落営農組織の活動状況について話し合いました。

そして、本日の定例総会となっています。

つづきまして、報告事項2. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書4件について報告します。

1番が、相続人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、本郷字■■■■番■■ 他9筆。地目が田と畑が5筆ずつで、面積が合計で5,794.93㎡。届出日が令和4年4月20日で、届出事由は相続です。

2番が、相続人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、本郷字■■■■番■■。地目は畑で、面積が87㎡。届出日が令和4年4月27日で、届出事由は時効取得です。

3番が、相続人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、加茂字■■■■番 他1筆。地目は田と畑で面積が合計で914㎡。届出日が令和4年4月27日で、届出事由は相続です。

4番が、相続人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、本郷字■■■■番■■。地目は畑で、面積が30㎡。届出日が令和4年5月6日で、届出事由は時効取得です。

つづきまして、報告事項3. 時効取得2件につきましては、先ほどの2番と4番の件になりますので、説明を省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長（北添会長）

事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

それでは、これで報告を終わります。つづきまして、第1号議案農地法第3条に関する件を議案とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第1号議案農地法第3条に関する件3件について説明します。

7番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん。譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番■■■■。他1筆。地目は田で、面積が合計で3,194㎡。申請の内容は、売買による所有権の移転で、売買価格は全体で50万円です。

8番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん。譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番■■■■。地目は田で、面積が476㎡。申請の内容は、売買による所有権の移転で、価格は30万円です。

9番が、譲渡人が■の■■■さん。譲受人が■■■の■■■さん。土地の所在が、ニツ野字■■■番■。地目は田で、面積が2,919㎡。申請の内容は、贈与による所有権の移転です。

全て、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

眞辺推進委員

7番について報告します。申請地の■■■番■は■■■の■■■から北東約200mにある水田です。■■■番■は■■■の■■■と■■■の■■■の間地点から西に約60mの位置にある水田です。申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

譲受人は主に米、ショウガを栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、栽培に必要な農機具類はリースしています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

田村幸推進委員

8番について報告します。申請地は■■■集落内で、■■■から北に約50mの所にあります。現在は草刈りした状態で、許可後は野菜を栽培する予定とのことです。

譲受人は主に水稻を栽培する兼業農家です。下限面積は超えており、農地の全てを効率的に耕作してい

ます。農作業に年間150日以上従事しており、耕作に必要な農機具類は全てリースしています。また、世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

田村泰富推進委員

9番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■の■■■と■■■が交差した所から■■■を■■■■集落方向に約200m上った所にあります。現在は何も栽培されていません。申請地では柑橘類を栽培する予定とのことです。

譲受人は主に柑橘類を栽培する農家で、農機具類も所有し、世帯の経営状況にも問題ありません。また地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第1号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第1号議案は申請のとおり決定しました。つづきまして、第2号議案非農地証明願

に関する件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第2号議案非農地証明願に関する件1件について説明します。

申請者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番 他12筆。現況地目が原野と雑種地で、面積が合計で7,387.9㎡。利用状況は、■■■■は25年以上前から、それ以外は20年以上前から資材置場として利用しているとのことです。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、今回の申請では地区が複数に分かれているため、議案書に記載されている順番で合計5名の確認委員さんより、確認報告をお願いします。

眞辺推進委員

東組の土地について報告します。申請地は■■■■の東側に接した場所にあり、■■■■と■■■■のほぼ中間です。申請地は20年以上前から耕作を放棄して、現在は土木資材置場となっています。

佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第6条（5）に該当しているため、非農地証明をしても問題ありません。

5番田村委員

永野の土地について報告します。申請地は20年以上前から耕作放棄し、現在は資材置場となっていま

す。また、三方を河川や町道に囲まれております。

佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第6条（5）に該当しているため、非農地証明をしても問題ありません。

田村泰富推進委員

ニツ野の土地について報告します。申請地は25年以上前から土砂で埋立をされ、雑種地となっており佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第6条（5）に該当すると思われます。なお、申請地は■■■■と■■■■の一部にまたがった一団の埋立地の一筆で、■■■■と■■■■に挟まれた所です。

伊藤推進委員

中野の土地について報告します。申請地は■■■■より■■■■よりに約2km、■■■■の右側にあります。25年以上前から資材置場として使っており、佐川町非農地証明第6条（5）に相当し、問題ありません。

議長（北添会長）

加茂の土地について報告します。申請地は■■■■東約500mの■■■■南すぐの土地です。20年前より耕作を放棄して、現在は雑草が繁っています。佐川町農業委員会非農地証明事務取扱要綱第6条の（5）に該当しており、非農地証明をしても問題ありません。

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

5番田村委員

今回のように町の指名業者となって公共事業に関わるような業者が非農地証明を出して簡単に農地を地

目変更するような行為はいかがなものか。違反転用を増やすようなことに繋がりがねないことなので、公共事業に関わるような業者が非農地証明を申請してきた場合は、始末書を添付するようにはどうか。

1 番藤原委員

今回の案件は、■■■■にある■■■■の土地ということか。

事務局（前田主任）

■■■■の社長の個人名義の土地となっています。

1 番藤原委員

昔に町内のあちこちの農地を買って、残土をどんどん置いて非農地としたということなのか。

議長（北添会長）

現状そういうことですね。それを非農地証明ですんなり承認していくのか、そこが問題ですね。書類に書いているように20～25年以上経過しているという点を加味しなければならないが、私としてはそういう点を踏まえて、今後も農地として活用されるようなことがなければ非農地証明を出してもいいとは思いますが、何かの形でけじめをつけるという意味で、始末書案件とし、今後はこのようなことはしませんという始末書を提出してもらうようにしないと、今回のように農地を買っておいて放置しておけば非農地証明で地目を変更できるという前例を作るのはよろしくないと思う。

その他、質疑等ありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第2号議案について、始末書を提出することを条件に、申請のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第2号議案は始末書を提出することを条件に、申請のとおり決定することに決しました。つづきまして、第3号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について議題とします。

今回は委員に関係する案件がありますので、まずは7番から10番を審議し、その後に11番と12番をそれぞれ審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第3号議案佐川町農用地利用集積計画（5月分）6件中4件について説明します。

7番は、貸し手が■の■■■■さん。借り手が■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番■■。現況地目は田で、面積が1,034㎡。

使用貸借権の再設定で、作付け予定は水稻。設定期間が令和4年6月1日から令和14年5月31日までの10年間です。

8番は、貸し手が■の■■■■さん。借り手が■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番■■。現況地目は畑で、面積が806㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃は玄米30kg。作付け予定は露地ニラで、設定期間が令和4年6月1日から令和14年5月31日までの10年間です。

9番は、貸し手が■■の■■さん。借り手が■■の■■さん。土地の所在が、字■■番■■他32筆。現況地目は田が13筆、畑が16筆、樹園地と山林と雑種地と農用施設用地が1筆ずつで、面積が合計で28,128㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は水稻や施設ニラ等で、設定期間が令和4年6月1日から令和24年5月31日までの20年間です。

10番は、貸し手が■■の■■さん。借り手が■■の■■さん。土地の所在が、西組字■■番■■。現況地目は田で、面積が1,374㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は4万円。作付け予定は露地ニラで、設定期間が令和4年6月1日から令和14年5月31日までの10年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

田村宮幸推進委員

7番について報告します。申請地は■■集落内で、■■から北に約100mの所にあります

現在は水稻作付の準備中で、申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

借受人は乳牛、ニラ、水稻を栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題なく、耕作に必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数150日以上であり、地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、8番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■から西に約50mの所にあります。現在はニラを栽培中で、申請地ではニラを栽培します。

借受人は7番と同じなので、省略します。

つづきまして、9番について報告します。申請地は■■■■集落内で2筆、■■■■集落内で2筆、■■■■集落内で29筆です。現在は水稻作付準備中とハウス等でニラを栽培中で、申請地では水稻、ハウス等でニラを栽培するとのことです。

借受人は7番と同じなので、省略します。

2番田村委員

10番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■、■■■■の横道を西に250mほど入った2本目の道を北に入り、西側5枚目の田です。申請地の現状は来年に作付予定の露地ニラの準備をしている状態です。

借受人はニラを栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題なく、栽培に必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要

件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案の7番から10番について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案の7番から10番は原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

それでは、11番の審議に移る前に、伊藤推進委員の退席を求めます。

【伊藤推進委員 退席】

議長（北添会長）

伊藤推進委員が退席しましたので、第3号議案11番について、審議に移ります。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第3号議案佐川町農用地利用集積計画（5月分）1件について説明します。

11番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、中野字■■■■番■■■■。現況地目は田で、面積が1,213㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は3万円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和4年6月1日から令和8年1月31日までの3年8ヶ月間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

田村泰富推進委員

11番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■から北に約300mの所にあります。現在申請地ではショウガが作付けされています。

借受人は主にショウガを栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、耕作に必要な農機具類も全て所有し、農作業従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案の11番について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案の11番は原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

それでは、12番の審議に移る前に、伊藤推進委員の着席と5番田村委員の退席を求めます。

【伊藤推進委員 着席】

【5番田村委員 退席】

議長（北添会長）

伊藤推進委員が着席、5番田村委員が退席しましたので、第3号議案12番について、審議に移ります事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第3号議案佐川町農用地利用集積計画（5月分）1件について説明します。

12番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、永野字■■■■番。現況地目は畑で、面積が2,219㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃は反当たり5万円。作付け予定は施設ニラで、設定期間が令和4年6月1

日から令和9年5月31日までの5年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

4番氏原委員

12番について報告します。申請地は■■■■の■■■から西の■■■■を60mの所から南に70mの所の左の所にあります。ハウスで以前よりニラを栽培しております。現在今期の準備中です。

借受人は主にニラを栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、栽培に必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案の12番について原案のとおり承認することとし町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案の12番は原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

5番田村委員の着席を求めます。

【5番田村委員 着席】

その他、何かありませんか。

【委員、事務局とも特になし】

議長（北添会長）

それでは、以上をもちまして、第24回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回の定例総会は6月27日、月曜日、午後1時30分から佐川町役場2階大会議室で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長 :

---

議事録署名委員 :

---

議事録署名委員 :

---